平成２７年（フ）第２０７号
香川県東かがわ市引田344番地１
債務者　中村　一美
１　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１４号
香川県高松市松福町１丁目23番22―202号
コート松福Ⅰ
債務者　立花　孝夫
１　決定年月日時　平成27年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７０６号
千葉市花見川区花見川７番10棟102号
債務者　槇尾　純恵
１　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７７７号
千葉県市原市五井東２丁目３番地８　グランジュール五井Ⅱ201号
債務者　奈良　一茂
１　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７９０号
千葉県市川市真間１丁目１番18号（アフェール・Ｊ真間202号）
債務者　白土　　要
１　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２０３号
兵庫県川西市加茂３丁目５番７号　201、前住所兵庫県川西市西多田１丁目17番50号
債務者　河内　宏之
１　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３０４８号
大阪市都島区都島本通４丁目５番８号、前住所大阪市都島区都島本通５丁目10番12号
債務者　中西　　真
１　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７１６号
大阪市鶴見区鶴見１丁目６番109―1303号
債務者　中川　博明
１　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９４８号
大阪府守口市大日町２丁目15番１―403号
債務者　原口　清二
１　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９７８号
大阪市港区三先１丁目17番３―507号
債務者　山本　幹春
１　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０２３号
大阪市東住吉区矢田１丁目13番３―110号
債務者　岡本　文子
１　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０７５号
大阪府門真市大字桑才132番地の９
債務者　有馬　圭子
１　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０８３号
大阪府枚方市牧野北町10番29―407号
債務者　鶴田　久子
１　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１１４号
大阪市住之江区住之江３丁目14番３―509号
債務者　都築貴代子こと　朴　貴代子
１　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２８号
和歌山市雑賀崎1041番地
債務者　津山　昌幸
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３８号
和歌山県有田郡広川町大字広149番地の９
債務者　坂上　知子（旧姓植之原）
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２４０号
和歌山市吉礼300番地７
債務者　東　久美子
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２４９号
和歌山市北中島１丁目９番45号　江川マンション201
債務者　石橋　　徹
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係